

労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則等の改正について
(酸化プロピレン等に係る労働者の健康障害防止措置の拡充)

1 趣旨

厚生労働省では、労働安全衛生法令上、製造工程等の管理が未規制の化学物質であって、がん等の労働者に重篤な健康障害を及ぼすおそれのあるものについて、労働者の当該物質へのばく露の状況等の情報に基づきリスク評価を行った上で必要な規制を行うこととしている。

今般、「平成21年度化学物質の健康障害防止措置に係る検討会」等の報告において、酸化プロピレン、1・4-ジクロロ-2-ブテン、1・1-ジメチルヒドラジン及び1・3-プロパンスルトンについて、労働者の健康障害防止措置の拡充のため労働安全衛生関係法令の整備を検討すべきとされたところであり、これを踏まえ、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「安衛令」という。）並びに特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）及び労働安全衛生規則（平成47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）の一部について所要の改正を行うこととする。

2 改正の内容

(1) 安衛令の一部改正

ア 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条の規定に基づく名称等を表示すべき有害物として、安衛令第18条に「酸化プロピレン」、「1・4-ジクロロ-2-ブテン」、「1・1-ジメチルヒドラジン」及び「1・3-プロパンスルトン」を追加すること。

イ 安衛令別表第3の第2類物質に「酸化プロピレン」及び「1・1-ジメチルヒドラジン」を追加すること。

※ 第2類物質に追加されることにより、当該物質を製造し、又は取り扱う事業場については、作業主任者の選任、作業環境測定、特殊健康診断等を行わなければならないこととなる。ただし、酸化プロピレンのうち、省令で定める一定の業務については、当該規定を適用しないこととする。

ウ 法第66条第2項に基づく健康診断を行うべき有害な業務として、安衛令第22条第2項に「酸化プロピレン」及び「1・1-ジメチルヒドラジン」を製造し又は取り扱う業務を追加すること。

(2) 特化則の一部改正

ア 特化則第2条第3号に規定する特定第2類物質に、以下を追加すること。

(ア) 酸化プロピレン及び酸化したプロピレンをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物（以下「酸化プロピレン等」という。）

(イ) 1・1-ジメチルヒドラジン及び1・1-ジメチルヒドラジンをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物（以下「1・1-ジメチルヒドラジン等」という。）

※ 特定第2類物質に追加されることにより、これらを製造する設備を密閉式の構造とすること、これらのガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場については局所排気装置の設置等の発散抑制措置を講じること、これらの製造又は取扱い設備については特定化学設備として漏えい防止措置等を講ずること、当該特定化学設備を設置しようとするときはあらかじめ届け出ること、作業環境測定を行うこと等が必要となる。

イ 酸化プロピレン等に係る一部の業務に係る適用除外を規定する。

酸化プロピレン等を製造し、又は取り扱う業務のうち、今回新たに安衛令の関係規定を適用しないこととする一定の業務は、以下の業務とする。

(ア) 酸化プロピレン等をタンク自動車、タンカー等からタンクに（タンクからタンク自動車、タンカー等に）それらの双方に直結できる構造のホースを用いて屋外で注入する業務

(イ) 酸化プロピレン等をタンクから耐圧容器にそれらの双方に直結できる構造のホースを用いて注入する業務

なお、当該業務については、特化則の関係規定も適用しないこととする。

ウ 特化則第38条の3の特別管理物質に、酸化プロピレン等及び1,1-ジメチルヒドラジン等を追加すること。

※ 特別管理物質に追加されることにより、掲示、作業の記録の保存（30年間）、特殊健康診断の結果の記録の保存（30年間）等が必要となる。

エ 特化則第38条の17（1・3-ブタジエン等に係る措置）の対象物質として現行の1・3-ブタジエン等に1・4-ジクロロ-2-ブテン及び1・4-ジクロロ-2-ブテンをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物（以下「1・4-ジクロロ-2-ブテン等」という。）を追加すること。

※ 1・4-ジクロロ-2-ブテン等を追加することに伴い、これらを製造し又は取り扱う設備からの試料採取、設備の保守点検を行う作業場所の発散抑制装置の設置、安衛則別表第7の20号の2に基づく届出、掲示、作業の記録の保存（30年間）等が必要となる。

オ 1・3-プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させるときは、次に掲げる措置を講ずることを事業者に義務付けること。

(ア) 1・3-プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備については、密閉式の構造とすること。

(イ) 1・3-プロパンスルトン等により汚染されたぼろ等については、ふた等をした不浸透性の容器に納め、廃棄するときは除毒すること。

(ウ) 1・3-プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備の腐食防止、漏えい防止措置、バルブ等の誤操作防止措置等を講ずること。

(エ) 1・3-プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業場及び1・3-プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備を設置する屋内作業場

の床を不浸透性の材料で造ること。

- (オ) 1・3—プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備を設置する作業場又は当該設備を設置する作業場以外の作業場で1・3—プロパンスルトン等を合計100リットル以上取り扱うものについては、関係者以外の立入を禁止し、その旨を見やすい箇所に表示すること。
- (カ) 必要な作業規程を作成し、それに基づいて作業を行うこと。
- (キ) 運搬、貯蔵時に漏れることのないよう、堅固な容器を使用し、見やすい箇所に取扱い上の注意事項を表示する等の措置を講ずること。
- (ク) 作業開始前に1・3—プロパンスルトン等による汚染の有無を点検し、異常を認めたときはふき取る等の必要な措置を講ずること。
- (ケ) 容器又は設備に1・3—プロパンスルトン等を出し入れする場合は、注入口又は排気口に直結式の器具を用いること。
- (コ) 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させること。
- (サ) 掲示、作業の記録及び記録の提出をすること。

カ 一定の物質を製造し、又は取り扱う業務に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し行う特殊健康診断に係る対象物質として、「酸化プロピレンをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物」及び「1・1—ジメチルヒドラジンとその重量の1%を超えて含有する製剤」を追加すること。

キ 酸化プロピレン等及び1・1—ジメチルヒドラジン等に係る特殊健康診断の項目を別紙のとおり定めること。

(3) 安衛則の一部改正関係

ア 労働安全衛生法第57条に基づく名称等の表示をすべき有害物として、安衛則別表第2に「酸化プロピレンをその重量の0.1%以上含有する製剤その他の物」、「1・4—ジクロロ—2—ブテンをその重量の0.1%以上含有する製剤その他の物」、「1・1—ジメチルヒドラジンとその重量の0.1%以上含有する製剤その他の物」並びに「1・3—プロパンスルトンとその重量の0.1%以上含有する製剤その他の物」を追加すること。

イ 一定の機械、器具その他の設備のうち、設置し、若しくは移転し、又は主要構造部分を変更しようとするときに、その計画を当該工事の開始の日の30日前までに労働基準監督署長に届け出なければならないこととされているものとして、安衛則別表第7に「1・3—プロパンスルトン及び1・3—プロパンスルトンとその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物（以下「1・3—プロパンスルトン等」という。）を製造し、又は取り扱う設備」を追加すること。

ウ その他所要の改正を行うものとする。

3 施行期日等

(1) 施行期日：平成23年4月1日

(2) この政令及びこの省令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。

(別紙)

1 酸化プロピレン等に係る健康診断項目

(1) 一次健診(特化則別表第三)

- 一 業務の経歴の調査
 - 二 作業条件の簡易な調査
 - 三 酸化プロピレンによる眼の痛み、せき、咽頭痛、皮膚の刺激等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
 - 四 眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
 - 五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
- 頻度：6月以内ごとに1回、定期に行う。

(2) 二次健診(特化則別表第四)

- 一 作業条件の調査
- 二 医師が必要と認める場合には、上気道の病理学的検査又は上気道の耳鼻科学的検査

2 1・1—ジメチルヒドラジン等に係る健康診断項目

(1) 一次健診(特化則別表第三)

- 一 業務の経歴の調査
 - 二 作業条件の簡易な調査
 - 三 ジメチルヒドラジンによる眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査
 - 四 眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査
- 頻度：6月以内ごとに1回、定期に行う。

(2) 二次健診(特化則別表第四)

- 一 作業条件の調査
- 二 肝機能検査